

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正案についての意見募集結果

- 1 意見募集期間 平成21年10月2日（金）から平成21年10月29日（木）
- 2 提出された意見の件数 4件（4名）
- 3 提出された意見の概要とそれに対する県の考え方

※同一要旨の意見はまとめて表記しています。

意見の概要	県の考え方
<p>カット専門店も他の理（美）容所と同じく県から確認を受けて営業しているのだから、カット専門店にも他の理（美）容所と同様の洗浄設備を義務付けてほしい。子どもやお年寄りも利用する施設なので、安全・安心な設備を義務付けてほしい。</p>	<p>カット専門店も含め、理（美）容所は、多くの方が利用する施設であり、そこでの衛生管理は非常に重要であると考えております。</p> <p>今回の改正は、理（美）容所の衛生を確保するうえで必要な措置であると考えております。</p>
<p>カット専門店を利用しているが、洗髪設備がなくても衛生上の問題は感じたことはない。カット専門店で洗髪設備の設置は必要ないと思う。</p>	<p>今回の条例改正は、カット専門店だけを対象としたものではなく、頭髪に係る作業を行う、すべての理（美）容所を対象としております。</p> <p>洗髪設備が必要な理由として、理（美）容師が衛生上必要と認めた場合（頭髪が不潔な場合、多量の整髪料で頭髪が固められている場合、感染症の恐れがある場合など）や、不慮の事態の場合（はさみ等による頭部負傷、ドライヤーによるやけど、薬液の誤使用など）に対応するためにも必要であると考えております。</p>
<p>理（美）容業界団体の圧力で条例改正をするのか。</p>	<p>今回の条例改正は、理（美）容所に必要な衛生上の措置を条例に規定するためのものです。理（美）容業界団体への所属の有無にかかわらず、すべての理（美）容所に衛生上、必要な措置であると考えております。</p>
<p>カット専門店で洗髪設備の設置を義務付けると、料金が値上がりするのではないのか。</p>	<p>カット専門店であっても、洗髪設備を備えている店舗もあります。</p> <p>また、経過措置により、施行日前に既に営業している理（美）容所については、洗髪設備の設置は義務付けられません。</p> <p>営業者は、このような状況を考慮したうえで料金を設定することになるものと考えられます。</p>